広島県広島市中区基町８番17号　日本銀行広島支店営業課内
島根県松江市母衣町55番地３　日本銀行松江支店総務課内
山口県下関市岬之町７番１号　日本銀行下関支店総務課内
香川県高松市寿町２丁目１番６号　日本銀行高松支店総務課内
愛媛県松山市三番町４丁目10番地の２　日本銀行松山支店総務課内
高知県高知市本町３丁目３番43号　日本銀行高知支店総務課内
福岡県北九州市小倉北区紺屋町13番13号　日本銀行北九州支店総務課内
福岡県福岡市中央区天神４丁目２番１号　日本銀行福岡支店営業課内
大分県大分市長浜町２丁目13番20号　日本銀行大分支店総務課内
長崎県長崎市燈粕町32番地　日本銀行長崎支店総務課内
熊本県熊本市山崎町15番地　日本銀行熊本支店総務課内
鹿児島県鹿児島市上之園町５番地15　日本銀行鹿児島支店総務課内
沖縄県那覇市おもろまち１丁目２番１号　日本銀行那覇支店総務課内

弁理士登録公告

平成23年３月２日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
３月２日	17324	西原真理子
３月２日	17325	西田　親平
３月２日	17326	宮崎　　実
３月２日	17327	紀田　　馨

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成23年２月15日	15849	加藤　大登	申請抹消
平成23年２月21日	08331	本多　小平	〃
平成23年２月22日	06627	日昔　吉武	〃
平成23年２月22日	14970	高梨　玲子	〃
平成23年２月24日	06729	小林　　優	〃
平成23年２月28日	07650	石原　芳朗	〃
平成23年２月28日	15162	岩田麻衣子	〃

弁理士数　8,692名
（平成23年３月２日現在）

平成 23 年３月 22 日　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成23年３月２日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
３月２日	14588	新池　義明
３月２日	16279	堀元　重浩
３月２日	16339	有近　康臣

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,555名
（平成23年３月２日現在）

平成 23 年３月 22 日　日本弁理士会

国民年金基金変更公告

全国農業みどり国民年金基金の所在地に変更があったので、国民年金法第121条及び国民年金基金令第７条の規定により、次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都千代田区平河町２丁目７番９号
２．旧事務所の所在地　東京都港区赤坂２丁目17番22号
３．変更年月日　平成23年３月22日

平成 23 年３月 22 日
全国農業みどり国民年金基金

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～60歳の女性、身長155㎝位、肥満、着衣は灰色ジャンパー、黒色ニットセーター、黒色ズボン、黒色ストール、黒色カジュアルシューズ、黒色手袋、遺留金品は黒色手提げカバン、他９点

上記の者は、平成23年１月13日午後11時30分頃、大阪市東住吉区矢田２丁目25番27号近鉄南大阪線矢田駅下りホームで発見されました。死亡日時・場所は、上記発見場所に同じ。死因は多発損傷。遺体は検死解剖の上、大阪市立北斎場で火葬に付しました。心当たりの方は当区保健福祉センターまで申し出てください。

平成 23 年３月 22 日
大阪市　東住吉区長　東山　　潔

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・身長等不明、男性、着衣は紫色のジャージ下衣（ＧＯＬＤ　ＷＩＮ）、所持金品なし

上記の者は、平成23年２月24日午後０時55分頃、豊岡市所在の猫埼灯台から真方位359度15㎞付近海域にて発見されました。死亡年月日は、平成21年頃と推定されます。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は兵庫県美方郡香美町香住区香住235番地通玄寺に安置中です。心当たりの方は、当町福祉課まで申し出てください。

平成 23 年３月 22 日
兵庫県　香美町長　長瀬　幸夫

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 23 年３月 22 日

１　墳墓等所在地　岐阜県中津川市苗木48番地325
１　墳墓等の名称　大門墓地
１　死亡者の本籍及び氏名　不詳
１　改葬を行おうとする者　岐阜県中津川市かやの木町２番１号　中津川市長　大山　耕二

旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表に係る公告

旅行業法第17条第１項並びに旅行業者営業保証金規則第３条第１項、第２項及び第３項の規定により次のように公告します。

平成 23 年３月 22 日　東京都知事　石原慎太郎

１　権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　有限会社日幸トラベル　東京都三鷹市深大寺１丁目１番６号　ミワハイム202号
２　前号の旅行業者の登録番号　東京都知事登録旅行業第３－3000号
３　第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための意見聴取会の期日及び場所　平成23年３月28日（月）　午後２時　東京都庁第一本庁舎29階　29Ｄ会議室
４　第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための仮配当表
弁済限度額　3,000,000円
権利の実行の申出の内容

申　出　者	申　出　額	債権認定額	配　当　額	手 数 料	払渡し額
肥後　四男	400,000円	400,000円	400,000円	23,608円	376,392円
遠藤　邦見	500,000円	500,000円	500,000円	29,510円	470,490円
篠原　正之	200,000円	200,000円	200,000円	11,804円	188,196円
三瓶　和義	157,500円	157,500円	157,500円	９,296円	148,204円
三瓶　和義	200,000円	200,000円	200,000円	11,804円	188,196円
東京都会計管理者					86,022円

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続に要した費用（上記の手数料の合計）については東京都会計管理者に支払うこととする。